

令和3年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

④ 安全で信頼のできる産業廃棄物処理施設を設置するための指導

(1) 事業目的

産業廃棄物処理施設※1を設置しようとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、松江市長）の許可が必要です。産業廃棄物処理施設には、生活環境保全上の支障を生じさせないよう構造基準、維持管理基準等が定められています。

また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱※2において設置許可の申請に先立ち、関係住民への説明等を求める事前協議制度を定めています。

こうした法律や基準、指導要綱の趣旨に沿った施設の設置を進め、住民の理解と安全で信頼できる施設の確保を図ります。

(2) 取組状況

令和2年度は産業廃棄物処理施設に関する3件の設置許可申請、3件の変更許可申請に対して、許可要件に適合しているか審査を行いました。（松江市内のものを除く）

また、4件の事前協議手続きを実施しました。

令和2年度末における県内の産業廃棄物中間処理施設の設置数は247施設、産業廃棄物最終処分場の設置数は17施設です。詳細については、資料編：表1及び2に記載しています。

《用語解説》

※1 産業廃棄物処理施設

廃プラスチック類処理施設、最終処分場その他の処理施設であって政令で定めるものをいいます。

※2 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱

産業廃棄物の適正な処理を推進するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成5年に制定されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6151